

新型コロナウイルスでお困りの皆様へ

緊急事態宣言は解除されましたが、
まだまだ予断を許さない状況が続いています。
こんなことでお困りではありませんか？

「新型コロナウイルスの影響で仕事ができないため、解雇・雇止め・給与減額などされてしまった」

「新型コロナウイルスの影響で業績悪化し、破産や個人再生を考えている」

「新型コロナウイルスの影響を理由に、就職予定先から内定・採用取り消しの連絡があった」

「特別定額給付金について詐欺にあって、第三者にお金を振り込んでしまった、不当な請求をされた」

「アパートの大家をしているが、家賃をはらってもらえない」

「新型コロナウイルスの影響を理由に、取引先から入金してもらえない」

など・・・

まずはお電話ください！

吉原稔法律事務所 077-510-5262（平日 9：30～17：30）

「新型コロナウイルスの件で相談したい。ホームページを見た」と仰っていただくとスムーズです。